

◇祝品請求に伴う事実証明資料について◇

結婚、出産祝品はご請求にあたって、事実を確認できる書類（コピー可）の添付が必要になります。お手数でも二重枠部分を参考にいずれか一つを請求書と一緒にご送付願います。

※**事実証明資料はマイナンバー（個人番号）の記載がないものをご送付ください。**

●**結婚祝品のご請求**・・・ご契約者の氏名（フルネーム）、婚姻年月日の確認できる資料

- 婚姻届受理証明書
 - 挙式・披露宴招待状（請求時に未来日は不可）
 - 戸籍謄本
- ※住民票は不可

●**出産祝品のご請求**・・・ご契約者の氏名（フルネーム）、お子様のお誕生日、ご契約者との続柄の確認できる資料

- 出生届受理証明書
- 母子手帳（出生届出済証明欄 + 子の保護者記入欄のコピー）
- 住民票（続柄必須、マイナンバーの記載のないもの）
- 戸籍謄本